

【質問】 地上走行型農薬散布ロボットによる高濃度・少量散布は、本通知（「農薬の使用方法の表示及び提出を要する試験の取扱いについて」（平成 31 年 2 月 22 日付け 30 消安第 5541 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知））の対象となりますか。

【答】

本通知については、ドローンに限らず、地上走行型農薬散布ロボット等により高濃度・少量散布する際も対象となります。